平成２５年（フ）第６２９号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番29号　横山マンションＤ号
債務者　庄司　時子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４７号
札幌市西区発寒15条４丁目３番13号
債務者　片桐こずえ（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７１号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目２番６号コーポおち203号
債務者　植村　知恵
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
岩手県八幡平市西根寺田第８地割84番地４
債務者　遠藤　幸夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０４号
岩手県北上市柳原町３丁目３番11号　コーポラスサワフジ101号
債務者　宮崎恵美子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２０号
群馬県伊勢崎市新栄町3858番地１　市営住宅984
債務者　井田　　仁
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
京都府城陽市寺田西ノ口93番地の12　松田夏子方
債務者　松下　寿美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
京都市中京区壬生東土居ノ内町27番地　ジョイ末松606
債務者　清水　雅孝
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
京都市北区紫野下柏野町５番地８
債務者　浅田　恵司
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ34―206、前住所京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ24―404
債務者　大槻　健市
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ34―206、前住所京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ24―404
債務者　大槻　　香
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅11号
債務者　塩見　武司
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
京都府舞鶴市字長浜108番地市営住宅11号
債務者　塩見　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第７７３号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―430号
債務者　松家　敏章
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
堺市中区深井北町3182番地105号室、住民票上の住所大阪府吹田市五月が丘西６番３―710号
債務者　保原　春夫
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
大阪府藤井寺市小山６丁目５番50号
債務者　住友　勇介
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
堺市西区草部525番地７
債務者　白岩　耕治（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
堺市南区桃山台２丁８番７―520号
債務者　新田　健一
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係